「自己資本比率規制(第1の柱・第3の柱)に関する告示の一部改正(案)」等に対する パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡例

本「「自己資本比率規制(第1の柱・第3の柱)に関する告示の一部改正(案)」等に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融 庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準	銀行告示
信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会が その保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準	信金告示

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	信金告示第73条 第1項	改正案第 73 条第 2 項に基づきカレント・エクスポージャ	ご理解のとおりです。
		一方式を用いて与信相当額を算出する場合であっても、同	ご意見を踏まえ、関連条文(信金告示第 73 条第 2 項)を
		条第1項ただし書きの「原契約期間が五営業日以内の外国	修正いたします。
		為替関連取引については与信相当額の算出対象から除くこ	
		とができる」旨の定めは適用できるとの理解でよいか。	
		もし、上記の理解であれば、条文上明確になるようにし	
		ていただきたい。	
	信金告示第76条第2項第2号	現行告示第74条第2項では、再構築コストの額について、	ご理解のとおりです。
		「次の各号に掲げるいずれかの額」とされており、同条同	ご意見を踏まえ、関連条文(信金告示第 76 条第 2 項)を
		項第2号「法的に有効な相対ネッティング契約下にある取	修正いたします。
		引」については、「~とすることができる」と定められてい	
		న .	
		この点、改正案第76条第2項では再構築コストの額につ	
2		いて、「次の各号に掲げるいずれかの額」とされているもの	
		の、同条同項第2号「法的に有効な相対ネッティング契約	
		下にある取引」については「~とすることができる」との	
		記載はないが、現行告示の趣旨とは変わらないとの理解で	
		よいか。	
		もし、上記の理解であれば、条文上明確になるようにし	
		ていただきたい。	
3	信金告示第76条	現行告示第 74 条第 3 項では、アドオンの額について、「次	ご理解のとおりです。
		の各号に掲げるいずれかの額」とされており、同条同項代	ご意見を踏まえ、関連条文(信金告示第 76 条第 3 項)を
	第3項第2号	2 号「法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引」	修正いたします。
		については、「~とすることができる」と定められている。	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		この点、改正案第76条第3項ではアドオンの額について、	
		「次の各号に掲げるいずれかの額」とされているものの、	
		同条同項第2号「法的に有効な相対ネッティング契約下に	
		ある取引」については「~とすることができる」との記載	
		はないが、現行告示の趣旨とは変わらないとの理解でよい	
		か。	
		もし、上記の理解であれば、条文上明確になるようにし	
		ていただきたい。	
		中国が主導する国際開発銀行(MDB)であるアジアイ	本件については、バーゼル委員会における国際的な議論に
		ンフラ投資銀行(AIIB)に対し、標準的手法における	より零パーセントのリスク・ウェイトの適用が認められた国
		ゼロ%のリスク・ウェイト(第1条第26号ト、第60条	際開発銀行に対して、各国当局と同様の取り扱いを行うもの
		第2項)については再考されたい。本来、銀行自己資本比	です。
	銀行告示第1条	率規制はBCBSによる国際合意に準拠するのが筋である	
4	第 26 号ト、第 60	ことは理解するが、AIIBにゼロ%リスク・ウェイトを	
	条第2項	付与すれば、そのことによりわが国の金融システムから巨	
		額の資金が債券の形でAIIBに流入し、わが国の資金で	
		中国の「一帯一路構想」を金融面で支えるという奇妙なこ	
		とになりかねない。行政官庁に過ぎない金融庁が、国会決	
		議なしにこのような重大な決定を行うことは許されない。	
		今回の告示において、国内基準行についてはSA-CC	今般の改正は、各国におけるSA-CCRの導入状況等を
		RとCEMの選択適用を認める考えを打ち出したことを素	総合的に勘案し、円滑に規制を実施する観点から、平成 30
5		直に評価したい。国内基準行においては無駄に複雑な計算	年3月31日から適用することとしております。
		義務を排除することは、金融行政として当然の措置である。	なお、国際統一基準行、内部格付手法採用行である国内基
		ただし、金融機関の現場では、金融庁の規制遅延により	準行及び銀行告示第 79 条第 2 項各号に掲げる銀行のいずれ
		余計な事務コストが発生する。金融庁は、BCBSルール	かに該当する国内基準行については、当分の間、SA-CC

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		上、昨年導入していなければならなかったSA-CCRの	Rとカレント・エクスポージャー方式のいずれかを選択する
		導入が1年遅延したことについて、国民および金融業界に	ことが認められます。
		対し合理的な説明をされたい。	